

【辰野町】 端末整備・更新計画

2025年3月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
① 児童生徒数(人)	1142	1105	1085	1030	985	
② 予備機を含む 整備上限台数(台)	1313	1270	471	-2	-54	
③ 整備台数(予備機除く)(台)	0	675	410	0	0	
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	675	410	0	0	
⑤ 累積更新率	0%	61%	100%	105%	110%	
⑥ 予備機整備台数	0	101	61	0	0	
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	101	0	0	0	
⑧ 予備機整備率		15%	15%			
※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する						
端末の整備・更新の考え方	辰野町では児童生徒用端末を、令和元年度にリースで220台、令和2年度にリースで264台、購入で948台導入している。 令和元年度のリース端末は令和6年8月いっぱいまでリースアップし、1年間のリース期間に入っている。この端末が特に損傷が激しいので、次のリースアップの時期である令和7年度8月末までにこの端末を使用している中学校の全学年分と、次に消耗の激しい小学校5、6年生分の端末を更新する。また、令和8年度には小学校1～4年生分の端末を更新し、2ヶ年で全小中学校の児童生徒に1人1台届くようにする。なお、予備機も15%分購入し、突発的な端末破損があつた際にも児童生徒の学びを継続できるようにする。 性能は全小中学校の全学年で文部科学省より示された最低スペック基準を満たすGoogle Chromebookとする。					
更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について	○対象台数:1,432台 ○処分方法 ・リース会社へ返却:264台 ・使用済端末を学校で再利用 :480台(教員用190台(再リース)、特別支援用90台、各学校予備用200台) ・小型家電リサイクル法の認定事業者者に再使用・再資源化を委託 :468台 ○端末のデータ消去方法 ・リース返却端末はデータ消去もリース会社に依頼し、証明書発行により確認する。 ・購入端末は処分事業者へ委託し、証明書発行により確認する。 ○スケジュール(予定) 令和7年9月 リース端末をリース会社へ返却(R1開始分)、データ消去証明確認 新規購入端末の使用開始 令和7年11月 リース端末をリース会社へ返却(R2開始分)、データ消去証明確認 令和8年7月 辰野町と取引のある小型家電リサイクル法の認定事業者から処分業者を選定 令和8年9月 新規購入端末の使用開始 使用済み端末を処分業者へ引き渡し、データ消去証明確認					
「⑤累積更新率」が令和10年度までに100%に達しない場合は、その理由	・					